

令和3年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
- 2 監査の対象 団 体 一般社団法人羽村市観光協会
所管課 産業環境部産業振興課
- 3 監査の範囲 「羽村市補助金等交付規則」に基づき、令和元年度・令和2年度に交付された助成金に係る出納、その他の事務の執行状況
- 4 監査の期間 令和4年1月11日(火)から令和4年3月18日(金)まで
(説明聴取日 令和4年1月21日(金))
- 5 監査の主眼 **【所管課】**
(1)財政援助等の事業は、法令、例規、予算等に適合しているか。
(2)補助金等の支出手続は、例規等に沿い行われているか。
(3)団体への指導監督は、特に財務上のリスクを重点にして適切に行われているか。
【財政援助団体等】
(1)補助事業等は目的、計画、交付条件に沿って適正に執行されているか。
(2)助成金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
(3)出納関係諸帳簿の整備は適正に行われているか。
(4)財務上のリスクを識別し、そのリスクを防止・回避するための対策等が講じられているか。また、適宜、適切な見直しも行われているか。
- 6 監査の方法 監査にあたっては、「5 監査の主眼」に基づき、書類審査、説明聴取、質問調査及び実地監査等を実施した。

第2 監査の結果

1 団体の概要

- (1)名 称 一般社団法人羽村市観光協会
(2)所在地 羽村市羽東一丁目13番15号

- (3) 設 立 ①設立総会 平成 29 年 3 月 16 日
 ②設立登記 平成 29 年 4 月 3 日

(4) 目 的 一般社団法人羽村市観光協会（以下「観光協会」という。）は、羽村市及び周辺地域と連携し、羽村市の観光事業の振興を図り、地域経済の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

(5) 事業内容 観光協会は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①観光に関する調査研究
- ②観光情報の収集及び発信
- ③観光施設等の管理運営
- ④観光資源の保全及び開発
- ⑤観光に関するイベントの開催
- ⑥観光宣伝及び観光客の誘致
- ⑦特産品、土産品宣伝及び開発奨励
- ⑧酒類の販売及び卸し並びに特産品、土産品の販売
- ⑨観光ボランティアの育成・支援
- ⑩東京都及び羽村市並びに周辺地域の観光行政への協力
- ⑪その他当法人の目的達成のために必要な事業

(6) 組 織 ①会 員【令和 3 年 3 月 31 日現在】

種 別		会員数	備 考
正 会 員	個 人	51 人	事業所・団体 120 件 (単位は件)
	団 体	120 件	
	計	171 人	
賛助会員	個 人	0 人	
	団 体	0 人	
	計	0 人	
特別会員	個 人	0 人	
	団 体	0 人	
	計	0 人	

②役員構成 理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 5 人、監事 2 人
 【令和 3 年 3 月 31 日現在】

③職 員 事務局長 1 人、事務員 3 人（非正規 2 名含む）
 【平成 3 年 3 月 31 日現在】

2 財政援助の状況

(1) 令和元年度及び令和2年度の補助金の交付状況

【第1表】

名 称	一般社団法人羽村市観光協会	
根 拠	羽村市補助金等交付規則	
交付対象経費	①人件費（職員基本給・諸手当、法定福利費） ②事業費・管理費（消耗品費、光熱水費、燃料費、保険料、通信費、自動車賃貸借費など）	
交 付 年 度	令和元年度	令和2年度
交 付 申 請 日	令和元年6月6日	令和2年6月11日
交 付 決 定 日	令和元年6月12日	令和2年6月26日
交 付 決 定 額	7,566,000円	7,188,000円
交付状況	7,566,000円（令和元年6月19日）	7,188,000円（令和2年6月26日）
助成事業完了年月日	令和2年3月31日	令和3年3月31日
精 算 書 提 出 日		
精 算 金 返 還 日		
補助事業等の収支実績	収入総額 7,566,000円	収入総額 7,188,000円
	支出総額 7,566,000円	支出総額 7,188,000円
	差 引 0円	差 引 0円
精 算 返 還 額	0円	0円

観光協会への補助金は、羽村市補助金等交付規則に基づき、市の予算の範囲内で運営費の一部として交付しているものであり、その状況などは第1表のとおりである。

令和元年度の補助金は、交付決定額の7,566,000円が6月に一括交付された。補助金支出総額（必要額）は、令和2年6月11日に観光協会から市に提出された実績報告書に基づき令和2年6月26日付けで7,566,000円の交付が確定した。

令和2年度についても交付決定額の7,188,000円が6月に一括交付された。補助金支出総額（必要額）は、令和3年3月31日に観光協会から市に提出された実績報告書に基づき令和3年4月5日付けで7,188,000円の交付が確定した。

なお、補助事業に対する所管課の指導・監督は、団体からの日々及び月例の報告を基に適宜状況を確認して助言などを行うとともに、理事会への出席による意見交換、また他部署にまたがる懸案事項については連絡・調整を図り対応し、おおむね適正に行われている。

3 事業実績

(1) 令和元年度及び令和2年度の補助金の執行状況

【第2表】

区 分	令和元年度 支出金額	令和2年度 支出金額	内 容
事業費	281,731円	334,799円	普及啓発事業費（会報等発行など）、観光宣伝事業費（各種イベント出展事業費など）

管理費	7,614,753円	6,673,648円	職員人件費、役員等報償費など
特定預金支出	0円	0円	運営資金積立預金支出
繰出金	3,502,620円	3,167,000円	収益会計へ繰出し（人件費等）
予備費	0円	0円	
合計	11,399,104円	10,175,447円	

(公益会計収支決算書から引用)

(2) 事業の実施状況

① 令和元年度

【第3表】

区 分	事業内容	実施日	実施場所	対象		
観光に関する調査研究	視察研修	10月16日	一般社団法人大田観光協会、大田区観光情報センター、高砂コレクションギャラリー、川崎大師	参加者18名		
観光情報の収集及び発信	「観光協会だより」発行	8・2月		会員、関係団体に配布		
	ホームページの更新・情報発信					
	SNS (Facebook、Twitter) を活用した情報提供					
	インパウンドの推進を図るためホームページの多言語化に向けた準備					
	玉川上水歴史紙芝居の閲覧、玉川上水パンフレット配布					
	「はむら花と水のまつり」写真コンクール実施					
観光施設等の管理運営	観光案内所の管理運営	「はむら花と水のまつり」開催期間中(3月28日～4月25日)、「はむら花と水のまつり」開催期間を除く3月～5月及び9月～11月の繁忙期の土日・祝日	観光案内所	開所日数	来所者数	
				4月	30日	3,177人
				5月	23日	577人
				6月	20日	304人
				7月	22日	342人
				8月	21日	257人
				9月	22日	395人
				10月	22日	307人
				11月	22日	385人
				12月	20日	208人
				1月	19日	257人
				2月	18日	271人
				3月	23日	460人
計	262日	6,940人				

	<p>レンタサイクル事業</p> <p>3時間以内 300円 3時間を超える 500円</p> <p>電動アシスト自転車を5台</p> <p>料金収入 100,500円、 利用件数 259件</p>			<p>レンタサイクル利用件数</p> <p>4月 42件 5月 27件 6月 32件 7月 35件 8月 20件 9月 16件 10月 15件 11月 17件 12月 12件 1月 14件 2月 15件 3月 14件 計 259件</p>
	<p>羽村大橋下 臨時駐車場の管理 (開場9時、施錠17時)</p>			
観光資源の 保全及び開発	<p>チューリップオーナー制度 の充実 (5月の球根の掘り取り、11 月の球根の植え付けあり)</p>			<p>個人 125人 法人・団体 65件 協賛金収入 1,598,500円</p>
	<p>春のライトアップ事業 (コロナ禍により中止)</p>			
観光に関する イベントの開 催 (主催、共催、 主管、後援)	<p>花いっぱいコンクール</p>	<p>4月9日(春季) 7月2日(夏季)</p>		
	<p>観光協会名義(後援)の使用</p>			<p>はむら夏まつりを含む8つの イベント</p>
観光宣伝及び 観光客の誘致	<p>テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 等への観光情報の提供</p>			
	<p>観光パンフレット等の配布</p>		<p>都庁内東京都 観光情報セン ター 観光案内所</p>	
	<p>各種イベント会場での観光 PR及び誘致宣伝</p>			
	<p>同時翻訳機の導入(1台)</p>		<p>観光案内所</p>	
	<p>観光ガイドの派遣</p>		<p>羽村市内</p>	
特産品、土産 品宣伝及び開 発奨励	<p>土産品のPR・販売</p>			
	<p>羽村の米と水を使った清酒 醸造</p>	<p>令和2年1月醸 造を依頼、 令和2年度中 販売予定</p>		
東京都及び羽 村市並びに周 辺地域の観光	<p>西多摩フェア</p>	<p>6月15・16日</p>	<p>イオンモール 日の出</p>	
	<p>第44回はむら夏まつり</p>	<p>7月28・29日</p>		

行政への協力	観蓮会（羽村市農業後継者クラブ 主催）	8月3日	羽中四丁目大賀ハス植栽地	
	北杜ふるさとまつり	8月4日	山梨県北杜市	
	ポール・ラッシュ祭	10月19・20日	山梨県北杜市 清泉寮前広場	台風19号の影響により出展見送り
	第50回羽村市産業祭	11月2・3日	羽村市富士見公園	
	多摩の超文化祭	11月15・16日	豊洲市場屋外スペース	
	まるごと多摩マルシェ	11月30日・12月1日	昭島市モリパーク	
その他当法人の目的達成のために必要な事業	観光協会会員の増強運動			個人会員 56 人、事業所・団体会員 127 件、会費収入 634,000 円
	「インバウンド委員会」の設置			
	各種会議の開催			
	清涼飲料自販機の設置	7月9日	観光案内所敷地内	
	観光協会定款の変更登記	3月9日登記申請		種類の販売及び卸し並びに特産品、土産品の販売の追加
観光関係団体等が主催する総会等への出席	羽村市商工会通常総代会、一般社団法人大多摩観光連盟主催会議等			

②令和2年度

【第4表】

区分	事業内容	実施日	実施場所	対象
観光情報の収集及び発信	「観光協会だより」発行	6・1月		会員・関係団体に配布
	ホームページの更新・情報発信			
	SNS (Facebook、Twitter) を活用した情報提供			
	インバウンドの推進を図るためホームページの多言語化実施			
	観光パンフレット「玉川上水」の配布			
観光施設等の管理運営	観光案内所の管理運営	「はむら花と水のまつり」は新型コロナウイルス感染症拡		開所日数 262 日 来所者数 4,782 人

		大防止のため中止		
	レンタサイクル事業 3時間以内 300円 3時間を超える 500円 電動アシスト自転車を5台 料金収入 47,100円、 利用件数 125件			レンタサイクル利用件数 4月 2件 5月 0件 6月 7件 7月 3件 8月 16件 9月 27件 10月 20件 11月 32件 12月 11件 1月 1件 2月 0件 3月 6件 計 125件
	羽村大橋下 臨時駐車場の管理 (開場9時、施錠17時)			
観光資源の 保全及び開発	チューリップオーナー制度 の充実 (5月の球根の掘り取り、11 月の球根の植え付けあり)			個人 85人 法人・団体 67件 協賛金収入 1,467,000円
	春のライトアップ事業 (コロナ禍により中止)			
観光に関する イベントの開催 (主催、共催、 主管、後援)	花いっぱいコンクール	4月7日(春季) (夏季中止)		
	観光協会名義(後援)の使用			羽村市産業祭を含む6つのイベント
観光宣伝及び 観光客の誘致	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 等への観光情報の提供			
	観光パンフレット等の配布		都庁内東京都 観光情報センター 観光案内所	
	各種イベント会場での観光 PR及び誘致宣伝			
	観光ガイドの派遣		羽村市内	
特産品、土産 品宣伝及び開 発奨励	土産品のPR・販売			
	羽村の米と水を使った日本 酒「はむら」の開発及び販売	4月19日販売 開始		720ml 税込み 1760円、限定 1900 本
東京都及び羽 村市並びに周 辺地域の観光 行政への協力	第51回羽村市産業祭	10月31日、 11月1日	羽村市富士見 公園ほか	
	はむりんスクラッチ 2020	11月1日から 12月15日		
	宗禅寺「土曜講座」への出講	11月14日、 1月30日		
	羽村市プレミアム付 商品券の販売	12月17日か ら1月8日	観光案内所	

	ユルタの組立て・解体ワークショップ	12月8日組立、12月13日解体	ゆとろぎ展示室	ユルタ：キルギスの伝統的な遊牧民の移動式住居
その他当法人の目的達成のために必要な事業	観光協会会員の増強運動			個人会員 51 人、事業所・団体会員 120 件、会費収入 607,000 円
	酒類小売業免許の取得	7月30日免許交付		青梅税務署長に申請
	玉川兄弟銅像周辺清掃活動	9月5日	玉川兄弟銅像周辺	14人参加
	食品衛生責任者資格の取得	11月9日	立川市ホテルエミシア東京立川	
	羽村市ふるさと納税返礼品提供事業者の登録	11月20日		① 酒はむら ② はむりんポロシャツ ③ はむりんマスクとはむりんバッジセット
	観光ガイド養成講習会の実施	12月9・16・23日	ゆとろぎほか	11人参加
	持続化給付金の申請及び交付			持続化給付金交付額 200 万円
	各種会議の開催			
観光関係団体等が主催する総会等への出席	羽村市商工会通常総代会、一般社団法人大多摩観光連盟主催会議等	コロナ禍のため中止		

4 総 括

監査を行った結果、観光協会における補助金の管理運用、会計経理及び関連する事務事業、また所管課における補助金に係る出納並びにその他の事務は、関係法令に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査における個別の意見などは以下のとおりであり、事務処理上、留意すべき事項については意見・要望として提示する。

○法人としての自立と市の支援のバランス配分について

法人化して約5年が経過し、財政面等において自立しなくてはならない時期を迎えているが、コロナ禍にあって事業の減少や縮小など、収入の確保に苦慮していることが窺い知れるところである。一方で、特産品及び土産品の開発や製造・販売などに積極的に注力されており、創意工夫に努めていることが認められる。

設立目的の性質上から、民間と同様な完全なる自立は容易ではなく、そこまでは望まないものの、今後においてはコロナ禍の状況を鑑みながら、先進的な事例を研究して、新たな観光資源の発掘など、収入の確保に尽力されたい。また、支出においても新規事業を立ち上げる場合などにはその分の経費が増すこととなるため、これまで以上に経費の削減に努められたい。

市においては、今般の厳しい財政状況を踏まえたうえで、観光協会と連携を密にして相互に協力し合って知恵を出し合い、また市内の事業者などからの支援なども検討しながら、自立と支援の両面のバランス配分に考慮した采配を期待するものである。

○金銭等の管理について

現金出納帳などの帳簿類は市販のソフトを活用してデータ管理しているが、終業時には日々の集計を複数人でデータ確認して共有化するとともに、現金についても併せて照合し、誤りや不正の抑止などに一層努められたい。また、郵券や収入印紙などについても同様に取扱うこととされたい。

○情報発信・提供の強化について

これまでもホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用して観光情報の発信・提供に努められてきたが、今般のコロナ禍にあってはさらに様々なツールを駆使して国内外を問わず多くの人々に当市の観光資源などに興味をもってもらい、その後の収益につなげていくことが肝要であるため、情報発信・提供を一層強化されたい。